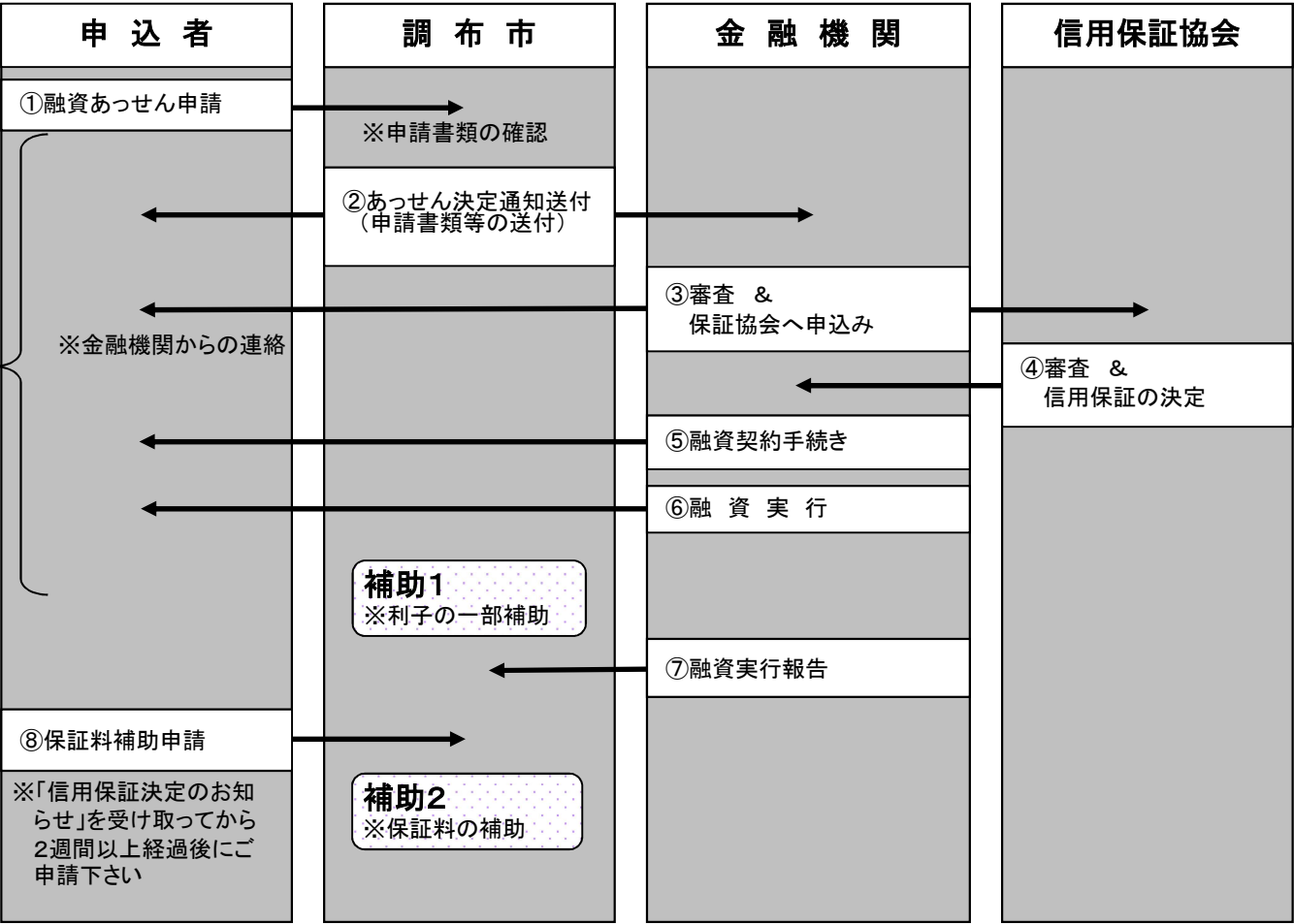


●申込みから融資実行まで

※融資実行まで3カ月前後かかります



【補助1】利子の一部補助は、金融機関に利子の一部を補給することで、申込者が低利率で融資実行できる仕組みです。
なお、調布市から転出された場合は利子補給を取りやめますので、あらかじめご承知おき下さい。
【補助2】保証料の補助は、融資実行後、保証協会から送付される「信用保証決定のお知らせ」を受け取ってから
2週間以上経過後に、調布市市民プラザあくろす3階 産業労働支援センターまでお越しください。

※信用保証協会とは 【東京信用保証協会 立川支店 042-525-6621】
中小企業が金融機関から資金の融資を受けようとする場合、その業者の債務保証人となってその借入を容易にし、
中小企業の育成を支援する機関です。

●融資を受ける先を下記の特定金融機関からお選びください。

銀行・信用金庫	電話番号	信用金庫	電話番号
みずほ銀行調布支店	042-484-2211	さわやか信用金庫多摩川支店	042-483-4011
みずほ銀行調布仙川支店	03-3300-3331	芝信用金庫仙川支店	03-3308-8171
三菱UFJ銀行調布南支店	042-487-7111	東京三協信用金庫調布支店	042-483-6511
りそな銀行調布支店	042-486-5151	西武信用金庫柴崎駅前支店	042-482-8181
山梨中央銀行調布支店	042-485-5211	昭和信用金庫多摩川支店	042-481-6211
きらぼし銀行調布支店	042-482-9131	昭和信用金庫つつじが丘支店	042-482-0211
きらぼし銀行烏山支店	03-3308-6611	昭和信用金庫三鷹支店	0422-47-3131
三井住友銀行調布駅前支店	042-488-6321	多摩信用金庫調布支店	042-482-6121
三井住友銀行国領支店	042-483-3131	多摩信用金庫調布北口支店	042-482-8176
三井住友銀行つつじヶ丘支店	042-482-6105	多摩信用金庫武蔵境南口支店	0422-32-2221
さわやか信用金庫調布支店	042-482-6193	多摩信用金庫三鷹下連雀支店	0422-44-2121

- 本制度をご利用された方について、調布市産業労働支援センターの経営アドバイザーが事業所をご訪問させていただくことがあります。
- センターでは、経営アドバイザーが創業を志す方や経営課題を解決したい方をサポートしています。(予約制)

融資のお申込みは
産業労働支援センターまで

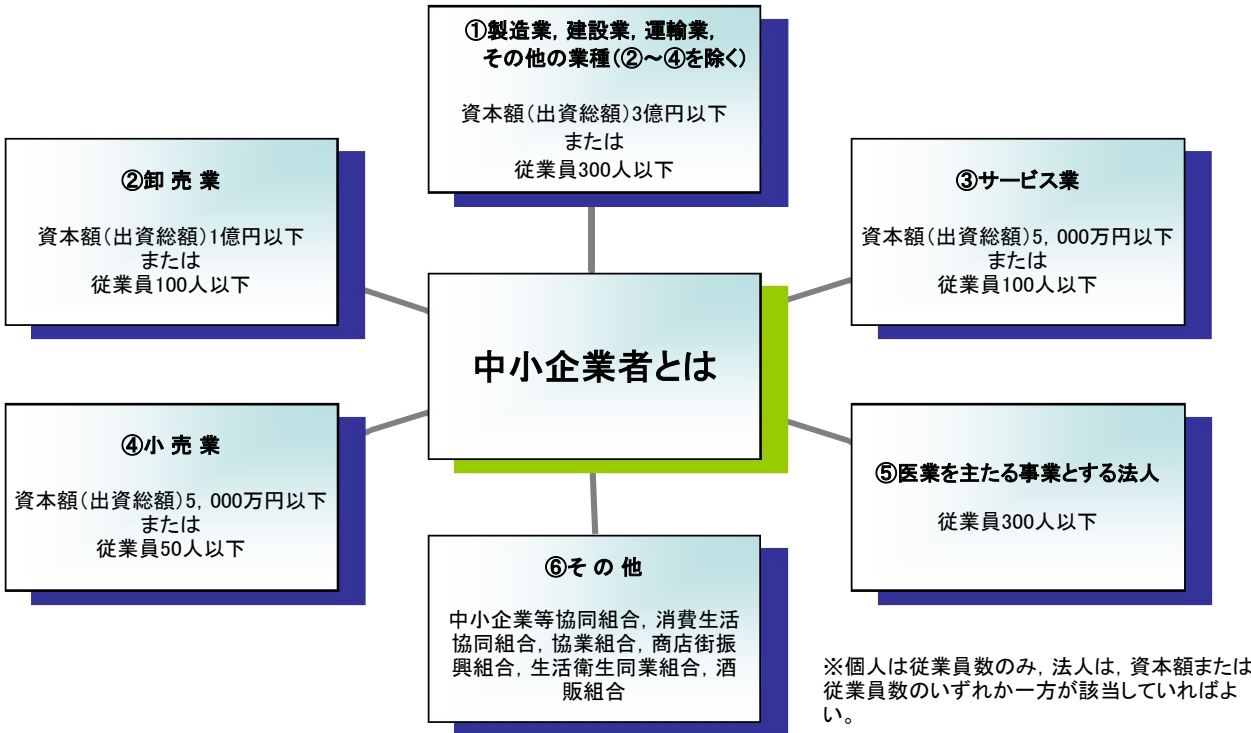
調布市国領町2-5-15 市民プラザあくろす3階
TEL:042-443-1217

令和1年6月18日現在

調布市
中小企業事業資金融資あっせんの
ご案内

開業融資資金

調布市では、市内中小企業者の皆様が、
事業経営に必要な事業資金を有利な条件で受けられるよう、
特定金融機関に**融資あっせん**を行っています。
ご利用いただくことにより、利子及び信用保証料の一部を
補助しております。



手続き・問い合わせ

調布市国領町2-5-15調布市市民プラザあくろす3階 産業労働支援センター
受付時間:8時30分～17時15分 TEL:042-443-1217
※土・日・祝日は受付していません 休館日:毎月第3月曜(祝日の場合は翌日)

中 小 企 業 事 業 資 金 融 資【 開 業 融 資 資 金 】

●ご利用できる方【融資あっせん要件を備えている中小企業者にご利用できます。】

	融 資 あ っ せ ん 要 件	資 金 使 途	融 資 限 度 額	償 還 期 間	融 資 利 率	連 帯 保 証 人
開業融資資金	※(1)～(7)の要件を満たす方 (1)市内で自ら開業して事業を営むこと。 ※開業して1年未満の場合を含みます。 (2)個人の場合は、市内に住所を有すること。 法人の場合は、登記上の本店所在地が市内に有すること。 (3)納期の経過した市税を完納していること。 (4)法人の場合は代表者を連帯保証人としてたてられること。 (5)融資あっせんを受けた資金の償還及び利子の支払について十分な支払能力を有すること。 (6)法律に基づく資格及び許認可が必要な事業を開始する場合は保証協会の保証を得られる前に、その資格及び許認可を取得していること。 (7)保証協会の保証対象業種であること。 ※下記該当者は小口零細企業保証制度(調布小口)でのあっせんとなります。 (1)全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。 (2)常時使用する従業員数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下であること。 ※宿泊業、娯楽業は20人以下	自ら中小企業者として開業するための資金 (開業して1年未満の場合を含む) 運転資金 原材料・商品の仕入資金、 人件費等の流動資金 設備資金 ①店舗増改築、店内施設の設置 ②機械類の購入及び修理 ③工場施設の改善 ④従業員の福利厚生施設の設置及び修理 ⑤組合の共同施設の設置、改善及び修理 ⑥店舗、工場又は営業所等の建物の賃借に係る敷金・保証金・権利金 (※賃料・礼金は運転資金とする) ⑦事業に必要な車両の購入	1, 000万円	84ヶ月(7年)以 内 【据置12ヶ月(1年)以内を含む】	長期プライムレート利率 ・申請者と金融機関で締結する 融資契約の融資実行日 の利率となります。 ・融資利率決定後は、返済期間中の利率変動はありません。 ※融資契約の融資実行日とは、融資金額が口座に振込まれた日となります。	※ 法人の場合のみ 必要です 代表者の方を保証人として立ていただきます。 (1)東京都内又都内に隣接する県内に住所を有していること。 ※隣接する県：神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県 (2)既に納期の経過した市(区町村)税を完納していること又は市税が非課税であること。 ※保証協会又は金融機関の審査により、必要に応じて連帯保証人を立てていただく場合がございます。

●融資利用者への補助

1. 利子の一部を補助 上記融資利率【長期プライムレート利率】のうち、 申請者の利率は下記の本人負担利率となります。 【 本人負担利率:融資利率×1／2 】※差額分(融資利率×1／2)については市が金融機関に利子補給いたします。
2. 信用保証料の全額を補助 信用保証協会に納めた保証料の全額を補助いたします。 ※ 繰上償還により信用保証協会から保証料の返戻があった場合は、返戻額の全額または1/2を市へ返還していただきます。

(1) 東京信用保証協会の保証付き融資 となりますので、融資が実行されるまでに、金融機関及び東京信用保証協会の審査が必要となります。そのため、お申込みから融資実行まで 3ヶ月前後 の期間を要します。
(2) 2口まで お申込みが可能です。(事業後1年以内は開業融資制度、事業後1年以上経った場合は普通融資制度) ただし、金融機関及び東京信用保証協会の審査によりご希望に応えられない場合がございますので、ご承知おき下さい。
(3)2口の合計額が2口目の資金種類の融資限度額を超えられません。 【例1】開業資金を400万円借入れ、その後、借入残高が300万円になった場合 事業後1年以内 に2口目としてのお申込みは開業資金になります。 開業資金の融資限度額1, 000万円－300万円＝700万円まで借入れることが可能となります。 【例2】開業資金を400万円借入れ、その後、借入残高が200万になった場合 事業後1年以上経過して 2口目をお申込みされる場合は、普通融資資金でのお申し込みとなります。 運転・設備併用資金の融資限度額1, 800万円－200万＝1, 600万円まで借入れることが可能となります。
(4)融資実行後、所在地・住所の移転や法人名・代表者名・氏名の変更等がございましたら、取扱金融機関までご連絡下さい。
(5)繰上償還の方法は、 一括償還 とします。一部償還、融資実行後の償還期間の変更はできませんので、ご承知おき下さい。
(6)個人においては住所、法人においては本店所在地が市内から移転した場合は、利子の補助がなくなりますので、ご承知おき下さい。
(7)資金使途が生活資金、住宅資金、投機資金、既存の借入金返済等の場合にはご利用できません。

●申請に必要な書類

	法 人	部数	個 人	部数
必 要 書 類	①申請書 【市所定様式】(1部記入・押印後コピー) ②事業計画書 【市所定様式】 (1部記入後コピーし、2部ともに押印願います。) ※事業計画書は融資審査のうえで、重要な書類ですので、記入についてのご相談は産業労働支援センターをご利用下さい。	2部 2部	①申請書 【市所定様式】(1部記入・押印後コピー) ②事業計画書 【市所定様式】 (1部記入後コピーし、2部ともに押印願います。) ※事業計画書は融資審査のうえで、重要な書類ですので、記入についてのご相談は産業労働支援センターをご利用下さい。	2部 2部
	③直近の事業年度分の確定申告書・決算書・勘定科目明細書の控のコピー ※場合により源泉徴収票等の控のコピー ※電子申請した場合は税務署から送信された受領通知のメールのコピーも添付すること	2部	③直近の年分の確定申告書・内訳書(青色申告決算書又は収支内訳書)の控のコピー ※場合により源泉徴収票等の控のコピー ※電子申請した場合は税務署から送信された受領通知のメールのコピーも添付すること	2部
	《 設備資金を含める場合 》		④住民票 ⑤個人の印鑑証明書 【1部コピー可】	1部 2部
	④見積書 (場合によりカタログ、店舗・工場等の増改築は平面図など必要)	2部		
	《 その他条件に応じて・・・ 》		《 設備資金を含める場合 》	
	⑤法律に基づく資格証明書及び許認可書	1部	⑥見積書 (場合によりカタログ、店舗・工場等の増改築は平面図など必要)	2部
	《 連帯保証人(代表者)に関する書類 》		《 その他条件に応じて・・・ 》	
	※ 調布市在住の場合		⑦法律に基づく資格証明書及び許認可書	1部
	⑥住民票 ⑦個人の印鑑証明書 【1部コピー可】	1部 2部	《 土地の取得及び建物の賃貸の場合 》	
	※ 調布市外在住の場合 (都内又は東京都に隣接する県内以外の方は連帯保証人になれません)		⑧契約書 【2部ともコピー可】	2部
	⑥住んでいる区市町村の住民票 ⑦個人の印鑑証明書 【1部コピー可】 ⑧市、区都道府県民税等の納税証明書 【納期の経過した税を完納したことが把握できるもの】	1部 2部 1部	《 その他 》	
	《 土地の取得及び建物の賃貸の場合 》		⑨調布市に移転して1年以内の方は前住所地の市、区都民税等納税証明書が必要です	1部
	⑨契約書 【2部ともコピー可】	2部		
	《 会社設立済の場合 》			
	⑩登記簿謄本履歴事項全部証明書 【1部コピー可】 ⑪定 款 【2部ともコピー可】 ⑫法人の印鑑証明書 【1部コピー可】	2部 2部 2部		
書類上の注意	上記書類のうち、次のものは『 3ヵ月以内に発行されたもの 』をご用意ください。			
	⑥住民票 ⑦個人の印鑑証明書 ⑧納税証明書 ⑩登記簿謄本履歴事項全部証明書 ⑫法人の印鑑証明書			④住民票 ⑤個人の印鑑証明書 ⑨納税証明書

注1: **本人でない方(法人の場合は代表者でない方)が申請に来られる場合は、必ず委任状が必要となります。**
委任状がないと受付することが出来ませんので、ご注意ください。

注2: ご提出いただいた書類は原則返却いたしませんので、あらかじめご承知おき下さい。